



《 入園・在園案内書 / 重要事項説明書 》

『金光学園こども園』は、0歳児～5歳児の幼児教育・保育を総合的・一体的に行う幼稚園と保育園の双方の機能と施設を有する幼保連携型認定こども園です。

『金光学園乳児保育園』は、0歳児～2歳児の保育を行う小規模保育事業所です。

この冊子は、園の沿革や概要、幼児教育・保育の内容、入園に関する手続きなどについてご案内しています。
[本紙記載の内容は、予告なく変更することがあります。]



学校法人 金光学園



金光学園こども園
金光学園乳児保育園

【お問い合わせ】は、『金光学園こども園』にお願いします
〒719-0111 岡山県浅口市金光町大谷499-1 TEL/FAX 0865-42-2107

令和7年10月20日改定

1. 施設名称と設置者及び所在地

(1) 施設名称・類型

金光学園こども園 [幼保連携型認定こども園]
金光学園乳児保育園 [小規模保育事業所]

(2) 設置者

学校法人金光学園

(3) 所在地

[こども園] 岡山県浅口市金光町大谷499-1
[乳児保育園] 岡山県浅口市金光町大谷451

(4) 事業開始年月日

[こども園] 平成28年4月1日
[乳児保育園] 令和4年4月1日

(5) 受入対象児童

[こども園] 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども
[乳児保育園] 満3歳未満の保育を必要とする子ども

2. 園章と園歌

(1) 園章 [共通]



(2) こども園の園歌

金太郎さんのうた [作詞・作曲 西 晴子 (三代園長)]

- | | |
|---|---|
| 1. おすもうとって熊さんを
ころりと負かした金太郎
強くてよい子じょうぶな子
ぼくもおなじ金太郎の仲間
金光学園こども園のぼくら | 2. けものも鳥も草も木も
みんな仲よし金太郎
すなおでよい子やさしい子
わたしもおなじ金太郎の仲間
金光学園こども園のわたし |
|---|---|

3. 沿革

大正 2年 4月 会員組織のもとに、私立大谷幼稚園を創立する。
大正 5年10月 金光三代太郎園主となり、園舎を1棟増築する。
大正10年 5月 園名を金光幼稚園と改称する。
昭和17年 4月 金光教本部教会所の経営となる。
昭和20年 4月 保育事業戦時措置要項により金光戦時保育園と改称する。昭和22年7月に復称する。
昭和24年 3月 学校法人金光学園と統合し、金光学園幼稚園と改称する。
昭和24年 4月 父母教師の会を設置する。
昭和27年 4月 園児急増対策として、旧金光中学校校舎跡地で一部の園児の保育を行う。
昭和29年 4月 全園児を旧金光中学校校舎跡地で保育を行う。
昭和30年11月 現在の金光教本部教庁総合庁舎の地に園舎を新築し、移転する。
昭和54年 4月 金光教本部教庁総合庁舎建築事業の一環として、現在地に新築移転する。

平成25年	6月	創立100周年を迎え、記念式典、園庭遊具の整備、記念誌の発刊等の記念事業を実施する。
平成27年	3月	幼保連携型認定こども園への移行に伴う施設整備のため、園庭で新園舎建築工事が始まる。工事は、平成27年9月に竣工し、新園舎での保育を開始する。
平成28年	4月	国の子ども・子育て支援新制度により、幼保連携型認定こども園へ移行し、金光学園こども園と改称する。
令和2年	6月	こども園開園5周年記念事業として、園庭遊具2機種の更新を行う。
令和4年	4月	地域の子育て環境の充実に寄与するため、金光学園乳児保育園（小規模保育事業所）を開園する。
令和7年	12月	こども園開園10周年記念事業として、新規園庭遊具・金太郎ステップを導入する。（予定）

4. 本園の幼児教育・保育 [共通]

(1) 施設の目的及び運営方針

金光教本部のおひざ元で、金光教祖の教えに基づき、一人ひとりの子どもがその子にふさわしく成長していくことを大切にする幼児教育・保育を行うことを目的とします。
また、園児、保護者、保育者がともに育ちあう「三者一体保育」を運営の方針とします。

(2) 提供する教育及び保育の内容

関係法令、要領に沿って乳幼児の発達に必要な幼児教育・保育を提供します。

(3) 教育目標

げんきな子 心身ともに健康でたくましい子どもに育てます。
やさしい子 情緒豊かで思いやりのある子どもに育てます。
がんばる子 意欲を持って最後までやり遂げる子どもに育てます。

(4) 園児の成長目標

「あ・い・う・え・お」教育	「あ」	あいさつのできる子
	「い」	いつもげんきな子
	「う」	うつくしいところの子
	「え」	えがおのすてきな子
	「お」	おもいやりのある子



5. 幼児教育・保育における取り組み

金光学園幼稚園として取り組んできた幼稚園教育要領の五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を踏まえ、教育・保育要領等に基づいて、年間を通して特色あふれる幼児教育・保育として、次の取り組みを行っています。

(1) 健康 … 健康な身体をつくる

- ① 朝の体操
- ② 下駄履き登園、裸足保育（4及び5歳児 5月～）
- ③ 食育 野菜の栽培や調理（いも掘り、焼いも、餅つき、お雑煮パーティーなど）



園の菜園でのいも掘り

(2) 人間関係 … 人間関係を育む

- ① 朝のお祈り（生命や親兄弟への感謝）
- ② 縦割り保育（兄弟姉妹関係の形成）
- ③ 金光教本部月参り、親子遠足、バス遠足など
- ④ ごっこあそび、教育・保育実習生や中学生などとの関わり



親子遠足

(3) 環境 … 環境（自然）に慣れ親しむ

- ① 遠足や園外保育
- ② 保育の中で花や野菜の栽培、自然の物を使ったまごこと

(4) 言葉 … 言葉を覚え、考える

- ① 保育の中であいさつや生活に必要な言葉が身につくように指導する
- ② 絵本の貸し出し

- ③ 金光図書館職員による読み聞かせと本の貸し出し
- ④ 金光図書館利用体験（5歳児）

(5) 表現 … 豊かな感性、創造性を育む

- ① 体操・運動会・鼓隊
- ② 発表会・楽器演奏、リズム表現、劇あそび、琴演奏
- ③ 自由あそび・廃材製作、描画、粘土などの造形あそびなど



絵本の読み聞かせ

● 本園の特色あふれる行事

◆ 毎月実施する行事

金光教本部への参拝	毎月参拝し、元気に楽しく園での生活が送れるようお祈りします。
誕生会	誕生月のお友だちをお祝いします。
避難訓練	火事、地震、不審者の侵入等を想定し、万々に備えて訓練します。
未就園児親子登園日	未就園の幼児と保護者の方に園の生活を体験していただきます。
園庭開放日(原則毎週土曜日)	園庭を開放します。どなたでもご利用いただけます。

◆ 年間を通じて定期的に実施する行事

金光図書館絵本の読み聞かせ	金光図書館の方に絵本の読み聞かせをしていただきます。
---------------	----------------------------

◆ 各月ごとの特色あふれる行事

4月	入園式	新たに入園するお友だちをお迎えします。
5月	こどもの日を祝う会	みんなでここまでの成長をお祝いします。
	親子遠足	園児家庭の親睦・交流を目的に親子で遠足に行きます。
6月	創立記念式	園の誕生をお祝いします。
	虫歯予防教室	園歯科医の先生から歯磨きの指導をしていただきます。
	交通安全教室	警察や交通安全母の会の方から交通安全のお話を聞きます。
	プール開き	年齢に応じたプール活動をします。
7月	七夕まつりの会	園児のお願いごとを短冊に書いて笹に飾ります。
	5歳児夏祭り	5歳児がお楽しみの夏祭りをします。
9月	園のタベを楽しむ会	5歳児が夕方の特別保育で花火などを楽しみます
	祖父母参観日	おじいさん、おばあさんに園にお越しいただきます。
10月	なかよし運動会	いろいろなプログラムに参加して、がんばります。
	バス遠足(3~5歳児)	近隣の動物園や水族館などに遠足に行きます。
	いもほり	園の菜園でさつまいものいもほりをします。
	人形劇観劇会	人形劇の劇団を招いて、観劇会をします。
11月	火災予防の会	避難訓練をしたり、消防車や救急車の見学をします。
	焼いもパーティ	焼いもをみんなでおいしくいただきます。
12月	バザー	P T A主催で開催します。
	発表会	劇やダンスなどのプログラムをがんばります。
1月	餅つき	餅つきをします。
	鏡開き	今年の抱負を唱えながら、鏡開きをします。
2月	節分と豆まき	鬼が登場して、豆まきをします。
	音楽発表会	歌や合奏を発表します。
	5歳児お別れ遠足	卒園を前に、思い出作りに遠足に行きます。
3月	ひなまつり会	おひなさまのお祝いをします。
	さようなら会	5歳児のお友だちとお別れ会です。
	卒園証書授与式	5歳児は卒園し、4月から小学生です。

※ 都合により、実施月や行事内容を変更することがあります。

クラスによっては、参加しない行事もあります。乳児保育園では、実施しない行事があります。また、こども園と乳児保育園の合同で実施する行事があります。





誕生会 [毎月]



金光教本部参拝 [毎月]



入園式 [4月]



こどもの日を祝う会 [5月]



5歳児夏祭り [7月]



5歳児園の夕べを楽しむ会 [7月]



祖父母参観日 [9月]



なかよし運動会 [10月]



バス遠足 [11月]



いも掘り [11月]



焼いもパーティ [11月]



火災予防の会 [11月]



発表会 [12月]



餅つき [12月]



節分・豆まき [2月]



音楽発表会 [2月]



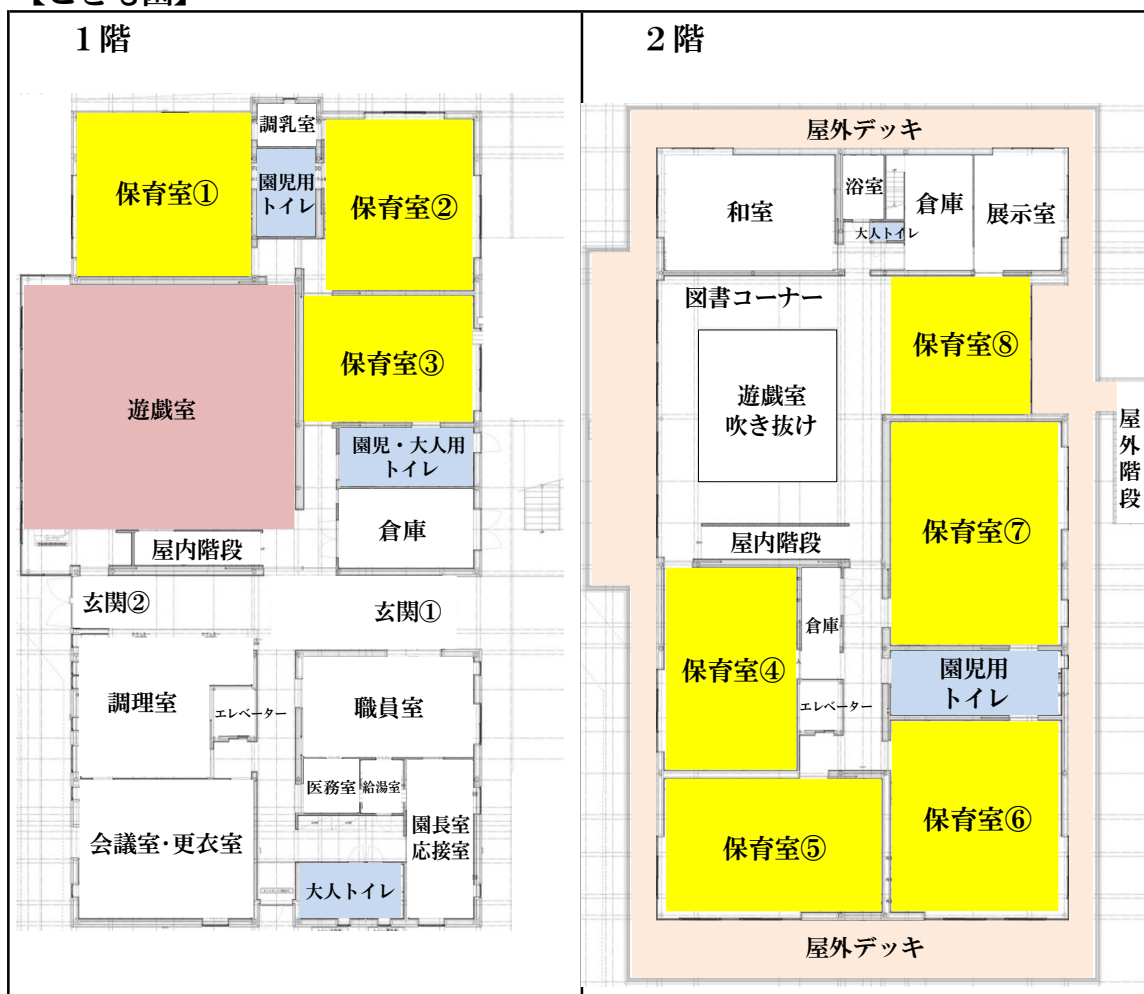
ひなまつり会 [3月]



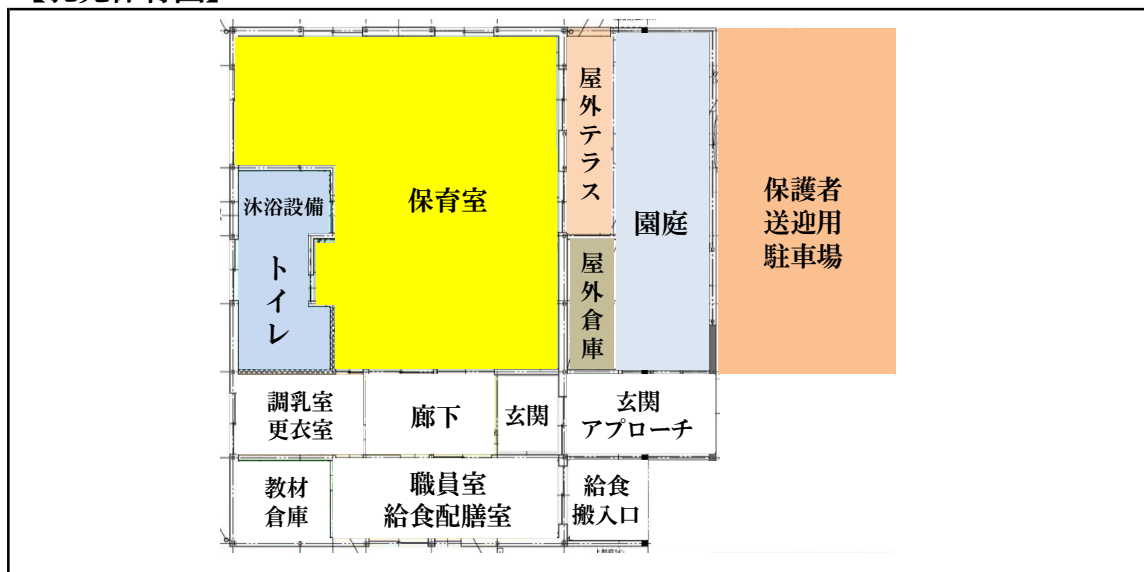
卒園式 [3月]

6. 園舎の配置図

【こども園】



【乳児保育園】



- こども園と乳児保育園の配置図の縮尺は、異なります。
- こども園の配置図は、上部が西側の向きで表記しています。
- 乳児保育園の配置図は、上部が北側の向きで表記しています。

7. 幼保連携型認定こども園/小規模保育事業所とは

(1) 幼保連携型認定こども園/小規模保育事業所とは

こども園は、幼保連携型認定こども園として、小学校就学前の乳幼児に対する幼児教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、幼稚園及び保育園の機能・施設・設備を一体的に設置し、運営を行います。

乳児保育園は、小規模保育事業所として、0歳児から2歳児の乳児に対する保育を提供します。3歳児に進級する際は、原則として、連携施設であるこども園で受け入れを行い、引き続き幼児教育・保育を提供します。ただし、利用調整の結果、受け入れができないことがあります。

(2) 入園資格を有する子ども

こども園及び乳児保育園に入園することのできる乳幼児は、以下のとおりです。

こども園及び乳児保育園に入園するためには、市町村から認定を受ける必要があります。

1号認定（幼稚園部門）【こども園】

… 幼児教育を希望する3歳以上(満3～5歳児)の幼児

2号認定（3歳以上の保育園部門）【こども園】

原則として、浅口市在住の幼児

… 保育の必要性の事由に該当し、保育を希望する3歳以上(3～5歳児)の幼児

3号認定（3歳未満の保育園部門）【こども園及び乳児保育園】

原則として、浅口市在住の乳幼児

… 保育の必要性の事由に該当し、保育を希望する3歳未満(0～2歳児)の乳幼児

- 2号認定と3号認定は、保育の必要性の事由により、保育短時間と保育標準時間に区分されます。
- 保育の必要性の事由とは、就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族の介護・看護、求職活動、就学、その他、市町村が定める事由のことを言います。

8. 配置する職員の職種・人数及び職務の内容

配置する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりです。

なお、配置人数は、変動することがあります。

保育教諭及び保育士は、法律及び条例等で定められている配置基準以上の人数を配置します。

① 園長 … 1人 【こども園】

教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、園務をつかさどり、所属職員を監督します。

② 施設長(管理者) … 1人 【乳児保育園】

園長を補佐し、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員に対して、必要な指導及び助言を行い、園児に保育を実施します。

③ 主幹保育教諭 … 1人 【こども園】

園長を補佐し、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員に対して、必要な指導及び助言を行い、園児に教育・保育を実施します。

④ 指導保育教諭 … 1人 【こども園】

主幹保育教諭を補佐し、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員に対して、必要な指導及び助言を行い、園児に教育・保育を実施します。

⑤ 保育教諭・保育士 … 法律等で定められる配置基準以上の人数 【こども園及び乳児保育園】

教育課程及び保育課程に基づき、クラス及び園児ごとの目標や取り組みを踏まえた幼児教育及び保育を実施します。なお、保育教諭及び保育士の人数には、短時間勤務者を含みます。

⑥ 保育支援員 … 若干名 【こども園及び乳児保育園】

保育教諭・保育士の指導監督のもと、保育室等の清掃や玩具・絵本等の整理整頓、除菌作業など園の保育環境の維持向上に資する業務を実施します。

⑦ 栄養士 … 1人 【こども園及び乳児保育園】

給食に関わるメニューの作成や食材の調達を始め、給食調理員を指導する役割を担い、給食の調理を行い、食育に関する活動等を行います。

⑧ 給食調理員 … 2～3人 【こども園及び乳児保育園】

献立に基づく給食の調理を行い、食育に関する活動等を行います。

⑨ 園医 … 1人 【こども園及び乳児保育園】

園児の心身の健康管理や定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行います。



- ⑩ 園歯科医 … 1人 【こども園及び乳児保育園】
園児の心身の健康管理や定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行います。
- ⑪ 園薬剤師 … 1人 【こども園及び乳児保育園】
園の環境衛生の維持改善に関する指導助言や職員及び保護者への相談・指導を行います。
- ⑫ 用務職員 … 1人 【こども園及び乳児保育園】
目標や取り組みを踏まえた幼児教育・保育を達するための環境整備を図ります。
- ⑬ 事務職員 … 1人 【こども園及び乳児保育園】
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行います。

9. 幼児教育・保育を行う内容

(1) 学年及び学期、開園時間

こども園及び乳児保育園の年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わります。

また、こども園は、1年を次の3学期に分けます。

第1学期 … 4月1日～ 7月31日

第2学期 … 8月1日～ 12月31日

第3学期 … 1月1日～ 3月31日

こども園及び乳児保育園の開園時間は、午前7時～午後7時です。

(2) クラス編成及び定員

こども園及び乳児保育園のクラス編成及び定員は以下のとおりです。

こども園 1号認定 … 60人 / 2号認定 … 42人 / 3号認定 … 28人 合計 130人

乳児保育園 3号認定 … 12人 合計 12人

学年・クラス	こども園	乳児保育園
① 5歳児	1号認定16人 及び 2号認定14人	—
② 4歳児	1号認定16人 及び 2号認定14人	—
③ 3歳児	1号認定16人 及び 2号認定14人	—
④ 満3歳児	1号認定12人	—
⑤ 2歳児	3号認定11人	3号認定 6人
⑥ 1歳児	3号認定11人	3号認定 3人
⑦ 0歳児	3号認定 6人	3号認定 3人

- 3歳児、4歳児、5歳児は、1号認定と2号認定を同一クラスで編成し、幼児教育・保育を一体的に提供します。
また、保育の必要性の事由(就労、妊娠・出産等)の有無により、所定の手続きを行うことで認定を変更することができます。
ただし、2号認定への変更は、認定の変更を希望する時点の在園児の認定ごとの人数により、園の判断により認定の変更をお断りすることがあります。
 - 満3歳児とは、3歳の誕生日を迎えた2歳児のことで、3歳の誕生日当日から入園できます。
 - 0歳児と1歳児及び満3歳児と3歳児は、合同で幼児教育・保育を提供することがあります。
 - 0歳児の保育対象は、生後6か月以上の乳児です。
- 入園希望の乳幼児の受入は、クラス毎の人数や保育教諭・保育士の在職状況等により一定の範囲内で調整して、受け入れを行います。
よって、定員を超えて受け入れる場合や、定員に満たない状況でも受け入れを終了する場合があります。
なお、法律等で定められている施設・設備面の基準と保育教諭及び保育士の配置基準を満たす範囲内で園児の受け入れを行っており、毎月浅口市教育委員会の確認を受けています。
- 乳児保育園は、こども園を連携施設とし、乳児保育園卒園後の3歳児からは、原則としてこども園で受け入れを行います。



(3) 基本的な幼児教育・保育の提供時間

① 1号認定【こども園】

… 午前8時30分～午後2時 5時間30分

[一時預かり保育の利用により最長 午前8時～午後6時の間在園可能]



② 2号認定及び3号認定【保育短時間】【こども園及び乳児保育園】

… 午前8時～午後4時 8時間
[延長保育の利用により最長 午前7時～午後7時の間在園可能]

③ 2号認定及び3号認定【保育標準時間】【こども園及び乳児保育園】

… 午前7時30分～午後6時30分 11時間
[延長保育の利用により最長 午前7時～午後7時の間在園可能]

(4) 基本的な登園日

① 1号認定【こども園】

- 学期中の月曜日から金曜日は、在籍クラスでの幼児教育・保育を提供します。
- 土曜日・日曜日・祝日・夏休み・冬休み・春休みはお休みです。

② 2号認定及び3号認定【こども園及び乳児保育園】

- 1号認定の学期中の月曜日から金曜日は、在籍クラスでの幼児教育・保育を提供します。
- 1号認定の学期中の土曜日は、保護者の方の就労等により、ご家庭での保育ができない園児のみの登園日とし、複数クラスの集約保育をします。可能な限りご家庭でお過ごしください。
登園する場合は、所定の用紙により月ごとに事前申込をしていただきます。
- 1号認定の夏休み、冬休み、春休みは、原則として、複数クラスの集約保育をします。ご家庭で保育が可能な日は、可能な限りご家庭でお過ごしください。
登園する場合は、所定の用紙により各期間前に事前申込をしていただきます。
- 日曜日・祝日はお休みです。
- その他、年末年始・園が定める休業日はお休みです。

(5) 基本的な一日のスケジュール

① 1号認定【こども園】

午前 8時30分～	登園
午前 8時45分～	登園完了
午前 9時00分～	朝のお祈り
午前 9時15分～	自由遊び、クラス活動など
午前 11時30分～	給食、自由遊び
午後 1時45分～	降園準備、帰りの会
午後 2時00分～	降園 (午後2時15分まで)

- 登園前と降園後は、一時預かり保育(別途有料)をご利用いただけます。



② 2号認定【こども園】

午前 7時30分～	[保育標準時間の園児] 登園
午前 8時00分～	[保育短時間の園児] 登園
午前 8時45分～	登園完了
午前 9時00分～	朝のお祈り
午前 9時15分～	自由遊び、クラス活動など
午前 11時30分～	給食、自由遊び
午後 1時00分～	3歳児…午睡 4歳児…仮眠、自由遊び 5歳児…自由遊び
午後 3時00分～	おやつ
午後 4時00分～	[保育短時間の園児] 降園 [保育標準時間の園児] 自由あそび・順次降園 (午後6時30分まで)

- 登園前と降園後は、延長保育(別途有料)をご利用いただけます。
- 降園時間前の恒常的な降園はできません。



③ 3号認定【こども園及び乳児保育園】

午前 7時30分～	[保育標準時間の園児] 登園
午前 8時00分～	[保育短時間の園児] 登園
午前 8時45分～	登園完了
午前 9時30分～	おやつ
午前 10時00分～	クラス活動、自由遊びなど
午前 11時00分～	給食、午睡準備
午前 12時00分～	午睡



午後 3時00分～ おやつ
午後 4時00分～ [保育短時間の園児] 降園
[保育標準時間の園児]自由あそび・順次降園（午後6時30分まで）

- 登園前と降園後は、延長保育(別途有料)をご利用いただけます。
- 降園時間前の恒常的な降園はできません。
- 乳児保育園の園舎での保育は、月曜日から金曜日の平日のみとします。
乳児保育園の園児が土曜日に登園する場合、こども園の園児と一緒に集約保育をしますので、こども園に登降園していただきます。
- 乳児保育園で提供する給食及びおやつは、こども園で調理したものを搬入し、提供します。

◆ 年齢や日ごとのクラス活動等の内容により、給食の時間が前後することがあります。

(6) 登園、降園

- ・ 登園、降園時間及びその時間帯を厳守し、送り迎えは、大学生以上の方でお願いします。
- ・ 自家用車を利用して登園、降園をされる場合は、所定の駐車場に駐車してください。
- ・ 登園及び降園の際は、園からのお知らせに基づく手順にて送り迎えをしていただきます。
- ・ 降園の際は、園庭で遊ばずに速やかにお帰りください。
- ・ 園の敷地内に入られる場合は、確実に門を閉めてください。
- ・ 欠席や遅刻、早退は、必ず園に電話連絡をしてください。
- ・ 普段送り迎えをされない方が来られる場合は、あらかじめ教職員にお知らせください。
- ・ 園児の健康状態で気になることがある場合は、必ず教職員にお知らせください。
- ・ 園児の発育や園での生活態度等気になることがある場合は、ご相談に応じます。
あらかじめ日時をご相談ください。

(7) 昼食、おやつ

- ・ 昼食とおやつは、こども園で調理して提供します。
乳児保育園で提供する給食及びおやつは、こども園で調理したものを搬入し、提供します。
- ・ 遠足などの行事の際は、お弁当を作ってください。



10. 服装、持ち物

(1) 服装

- 2歳児以上は、本園指定の制服等を着用していただきます。
- 0～1歳児は、ご家庭で着用されている衣服を着用させていただきます。

(2) 持ち物

- 学年別に指定されています。詳細は、入園内定後にお知らせします。
- ・ 指定される全ての持ち物に名前を書いておきましょう。
 - ・ 毎日リュックの中を確認してください。園だよりやクラスだより、その他の配布物は、丁寧に目を通して内容をご確認ください。
 - ・ 出席ノートは毎日持って来ましょう。毎月末や内科及び歯科健診後に園で預かることがあります。
 - ・ 園におもちゃなど不要な物は持って来ないようにしましょう。

11. 子育て支援

(1) 一時預かり保育、延長保育

①-1 『一時預かり保育 1号認定』【こども園】(利用料 別途有料:15分につき50円)

1号認定の園児には、一時預かり保育(幼稚園型)を提供しています。
利用に当たっての理由は問いません。また、日数や時間の制限等はありません。

①-2 『一時預かり保育 1号認定+新2号認定』【こども園】(利用料 無料)

1号認定の園児家庭で、いずれの保護者も保育の必要性の事由(就労・妊娠・出産・疾病・障がい、同居親族の介護・看護、就学等)に該当すると認定され、それらの事由により一時預かり保育を利用する場合の利用料は無料です。なお、利用に当たっての日数や時間の制限等はありません。

①-1『一時預かり保育 1号認定』及び①-2『一時預かり保育 1号認定+新2号認定』共通

●利用時間

・学期中の登園日(当日申込制)

登園前…午前8時～午前8時30分

降園後…午後2時15分～午後6時

※ 午後3時に在園している場合は、おやつ(有償:1食50円)を提供します。

おやつを持参することはできません。

・土曜日や夏休み・冬休み・春休み(事前申込制)

午前8時～午後6時

※ 正午に在園している場合は給食(有償:1食270円)を、午後3時に在園している場合はおやつ(有償:1食50円)を提供します。お弁当やおやつを持参することはできません。

※ 利用可能日は、年間行事予定表にてご確認ください。

※ 利用時間外は、担当する保育教諭を配置していないため、理由を問わずご利用いただけません。



② 2号認定及び3号認定【こども園及び乳児保育園】延長保育(利用料 別途有料:15分につき50円)

2号・3号認定の園児には、延長保育を提供しています。

当日もしくは事前申込制にてご利用いただけます。

●利用時間(1号認定の学期中の平日:当日申込制・

土曜日・1号認定の夏休み・冬休み・春休み:事前申込制)

保育短時間 登園前…午前7時～午前8時

降園後…午後4時～午後7時

保育標準時間 登園前…午前7時～午前7時30分

降園後…午後6時30分～午後7時

● 乳児保育園の園舎での保育は、月曜日から金曜日の平日のみとします。

乳児保育園の園児が土曜日に登園する場合、こども園の園児と一緒に集約保育をしますので、こども園に登降園していただけます。



(2) 園庭開放日(毎週土曜日)【こども園】

毎週土曜日の午前9時から午前11時30分の間、地域の遊び場として、こども園の園庭を開放します。

親子で楽しく遊んで、楽しい時間をお過ごしください。事前予約は不要で、ご利用料金は無料です。行事実施日や天候不良時は、開放を中止することがあります。なお、園舎内への立ち入りはご遠慮ください。

(3) 未就園児親子登園日(原則月1回)【こども園】

こども園で、未就園児と保護者の方が幼児教育・保育に参加できる日です。在園児と触れ合いつつお子さまと一緒にご自由に楽しんでください。参加費は、50円です。

(4) 園長もしくは主幹保育教諭(主任)による子育て相談(随時)【こども園】

子育てに関する相談を随時お受けします。電話でお申し込みの上、ご利用ください。

(5) 障がいや発達上の支援を必要とする子どもに対する対応【こども園】

障がいや発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対して、十分な配慮のもとで幼児教育・保育及び可能な限りの支援を行い、必要に応じて専門機関からの助言を受けます。

また、当該園児や保護者に対して、発達に対する正しい認識ができるよう支援を行い、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。なお、専門機関の支援の必要性により、専門機関の利用による支援を受けることを前提として入園・在園を認める措置を取ることがあります。

なお、障がいや発達上の支援を必要とする園児の育ちにおいて、より専門性の高い施設で幼児教育・保育を受けることが望ましいと判断される場合は、専門機関の紹介等を行うことがあります。

(6) 保護者の就労環境と子育て環境の両立等の支援

保護者の就労環境と子育て環境の両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適かつ健康的な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努めます。

12. 保健

(1) 出席停止

医療機関で以下の表に記載されている感染症との診断を受けた場合は、登園停止扱いとなり、医師の指示に従

い、自宅等で治療に専念してください。登園停止期間は欠席扱いになりません。治癒したら、医師が治癒したことを証明する「治癒証明書」の園への提出、又は、医師の判断により治癒し登園再開が可能との診断を受けてから、登園してください。

感染症の名称	登園再開の目途等	登園再開の判断	
エボラ出血熱	…	治癒証明書の提出	
クリミア・コンゴ出血熱	…		
痘そう	…		
南米出血熱	…		
ペスト	…		
マールブルグ熱	… 完治するまで登園停止		
ラッサ熱	…		
ジフテリア	…		
重症急性呼吸器症候群(SARS)	…		
急性灰白髄炎(ポリオ)	…		
鳥インフルエンザ(H5N1)	…	インフルエンザ罹患報告書(保護者が記入)の提出	
インフルエンザ	… 発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで登園停止		
百日ぜき	… 特有の咳が出なくなるまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで登園停止		
はしか(麻疹)	… 熱が下がってから3日を経過するまで登園停止		
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	… 発症後5日を経過し、耳の下のはれが治まり全身状態が良好となるまで登園停止		
風しん	… 発疹が消えるまで登園停止		
水ぼうそう(水とう)	… 全ての発疹がかさぶたになるまで登園停止		
咽頭結膜熱(プール熱)	… 症状が消えてから、2日を経過するまで登園停止		
結核	…		治癒証明書の提出
髄膜炎菌性髄膜炎	…		
コレラ	…		
細菌性赤痢	…		
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	… 医師が伝染の恐れがないと認めるまで登園停止		
腸チフス	…		
パラチフス	…		
流行性各結膜炎	…		
急性出血性結膜炎(アポロ熱)	…		
新型コロナウイルス感染症	… 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
溶連菌感染症	… 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
ウイルス性肝炎A型、E型	… 肝機能が正常化するまで登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
[ウイルス性肝炎B型、C型]	… [登園停止不要]	—	
手足口病	… 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は登園停止、治癒期は全身状態が改善するまで登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
りんご病(伝染性紅斑)	… 発疹のみで全身状態が改善するまで登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
ヘルパンギーナ	… 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は登園停止、治癒期は全身状態が改善するまで登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
マイコプラズマ肺炎(急性期)	… 急性期は登園停止、治癒期は全身状態が改善するまで登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
ロタウイルス感染症	… 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善するまで登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
ノロウイルス感染症	… 登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
RSウイルス感染症	… 咳などが安定し、全身状態が改善するまで登園停止	医師の判断(治癒証明書不要)	
ヒトメタニューモウイルス感染症	…	医師の判断(治癒証明書不要)	
[アタマジラミ]	… [登園可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)]	—	
[水いぼ(伝染性軟属腫)]	… [登園可能(多発発疹者はプールでのピート板の共用は避ける)]	—	
[とびひ(伝染性膿痂疹)]	… [登園可能(プール、入浴は避ける)]	—	

(2) 園での投薬

投薬は、医師の診断・処方により調剤された薬に限り、「投薬依頼書」のご提出により対応します。くわしくは、投薬に関する案内書面をご覧ください。

(3) 健康診断

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて、新入園児の内科健診を入園前の3

月に、また、5月に内科と歯科を、11月に内科の健診を行います。
結果は、出席ノートなどでお知らせしますので、何らかの所見があった場合は、早期に医師の診断・治療を受けましょう。また、医師の診断・治療の結果は、園に報告してください。
なお、途中入園の場合は、入園前に内科健診を受けていただきます。

(4) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入

園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。
この制度は、登園中から降園中までの間で、災害（負傷、疾病、傷がい又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・園の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。保護者負担の掛け金は年額200円で、園児全員が加入します。

13. 緊急時に備えた準備及び緊急時の対応

(1) 悪天候の場合

① 休園措置【全園児を対象に一律に講じる措置】

「気象警報等発令時における浅口市内保育施設の臨時休園等対応ガイドライン」を踏まえて、以下の場合、全園児を対象として、臨時休園とします。

- ① 浅口市に
『大雨特別警報』『暴風特別警報』『暴風警報』のいずれかが発令されている場合
- ② 浅口市金光町大谷に
『警戒レベル4 避難指示』、『警戒レベル5 緊急安全確保』が発令されている場合

【開園時間前（午前7時以前）】

午前6時に措置条件に該当する場合、園のホームページやメール配信により、臨時休園となる可能性が高いことをお知らせしますので、家庭保育のご準備をお願いします。

【開園時間（午前7時）】

午前7時に措置条件に該当する場合、臨時休園とします。園のホームページやメール配信により周知しますので、登園しないでください。登園してきた園児は、園で受け入れず降園していただきます。臨時休園となった場合、同日中は終日休園とします。

【開園時間以降（午前7時以降）】

午前7時以降に措置条件に該当する場合、以後臨時休園とします。園のホームページやメール配信により周知します。登園前の場合は、登園しないでください。登園してきた園児は、園で受け入れず降園し、既に登園している園児は、保護者に連絡し、速やかに降園していただきます。臨時休園となった場合、同日中は終日休園とします。

【その他】

また、以下の場合、園長の判断により臨時休園することがあります。

- ① 園の施設・設備に被害が生じている又はその恐れがある場合
 - ② 園の周辺地域に災害が発生又はその恐れがあり安全の確保が困難である場合
 - ③ 教職員が災害等により勤務できず、幼児教育・保育の提供に必要な要員が確保できない場合
- ※ ③の場合、1号認定の園児のみ臨時休園とすることがあります。

② 登園見合わせ・家庭保育措置（保護者判断による任意の措置）

以下の場合、保護者判断による任意の登園見合わせ・家庭保育措置とします。

浅口市に

『大雨警報』『洪水警報』『大雪警報』『暴風雪警報』のいずれかが発令されている場合

自宅周辺や登園・降園経路上の危険箇所（河川の氾濫や土砂崩れの発生等）の状況を自治体や報道機関等からの情報に基づき適切に判断してください。そのうえで、可能な限り家庭保育のご協力をお願いします。この措置は、保護者判断に委ねる措置ですので、原則として、園からのお知らせはありません。

ただし、園周辺で河川の氾濫や土砂崩れの発生等災害が発生している場合は、園のホームページやメール配信により状況をお知らせします。

平素より、防災マップ等を確認し、自宅周辺や登園・降園経路上の危険箇所（河川の氾濫や土砂崩れの発生等）を把握しておきましょう。



(2) 地震や火災が発生した場合

① 震度5弱以上の地震が発生した場合の措置

「気象警報等発令時における浅口市内保育施設の臨時休園等対応ガイドライン」を踏まえて、浅口市において震度5弱以上の地震が前日の閉園時間後から当日の午前7時（開園時間）までの間に発生した場合は、施設等の安全確認のため、臨時休園します。

また、午前7時（開園時間）後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、揺れが収まるのを待ってから、必要に応じて園庭に避難します。以後臨時休園としますので、登園しないでください。登園してきた園児は、園で受け入れず降園し、既に登園している園児は、保護者に連絡し、速やかに降園していただきます。いずれの場合も、園のホームページやメール配信により周知します。

② 火災が発生した場合の措置

火災発生時は、火災の発生場所を特定し、職員で初期消火を行いつつ、安全に園庭等の適切な場所に避難し、消防署等へ通報します。さらに、敷地外への避難が必要な場合は、浅口市指定避難場所の金光教本部に避難します。園のホームページやメール配信により周知し、速やかに降園していただきます。

(3) 避難訓練等の実施

火事等の非常時及び地震等の災害時に関する対応を記載したマニュアル（危険等発生時対処要領）を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練及び救出その他必要な訓練を実施します。

また、こども園で11月に実施する避難訓練の際は、消防署の職員の立会いのもとで、避難訓練や消火訓練を行います。



(4) 在園中の傷病事例が発生した場合

安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故を未然に防止し、事故が発生した際の対応について、職員に対し指導・教育を行い、事故を防止する体制を整備しています。

また、事故が発生した際には、その状況及び処置について記録するとともに、発生の原因及び経緯を解明し、再発防止のための対策を講じます。また、必要に応じて、保護者に周知するとともに、死亡事故もしくは治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故については、浅口市にも報告します。

なお、こども園及び乳児保育園には、緊急時に備えてAEDを常備しています。

(5) その他、不審者の園内侵入等が発生した場合

前述の事例の他、不審者の園内侵入等様々な事例の緊急時に備えた準備及び緊急時の対応について、マニュアルを作成し、職員研修等により的確かつ適切な対応が行えるよう体制を整えています。

14. 虐待の防止・苦情の対応・秘密の保持

(1) 虐待の防止のための措置

園児の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備及び職員による園児に対する虐待等の行為の禁止、虐待防止・人権啓発のための職員に対する研修の実施、その他虐待防止のための必要な措置を講じることとします。幼児教育・保育の提供中に、本園の職員又は保護者等園児を養育する者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止に関する法律の規定に従い、浅口市及び園児が居住する市町村や児童相談所等適切な機関に通告します。

(2) 苦情の対応

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、園長及び主幹保育教諭を苦情解決責任者及び苦情受付担当者と定め、苦情の受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。

また、苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情を申し出た方との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行います。なお、苦情の内容やその対応内容、改善策等について、記録します。さらに、園舎玄関付近に意見箱を常備し、匿名での苦情や様々な意見の申し出を受け付けます。意見箱に寄せられた苦情や意見は、前述の対応要領に従って適切に対応し、解決を目指します。

(3) 秘密の保持

こども園及び乳児保育園に勤務する職員は、業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持します。また、子育て支援事業等で知り得た未就園児及びその保護者の秘密も同様に保持し、更に本園の職員から離職した以後も同様に秘密を保持します。

15. 在園中の諸手続き

(1) 届け出事項に変更があった場合

入園する際にご提出いただいた「家庭生活調査票」等の届け出事項に変更があった時は、速やかにお申し出のうえ、所定の手続きをしてください。

- ① 転居等により住所・電話番号等が変わった場合
なお、居住する自治体が変わる場合は、1号認定の園児は新たな認定の申請が必要になります。また、2号・3号認定の園児で、市外に転居する場合は、継続しての在園の可否は浅口市と転居先の自治体との協議によります。
- ② 出生・死亡等により家族構成が変わった場合
- ③ 疾病等により幼児教育・保育の提供及び給食・おやつ提供に注意を要する事態となった場合
- ④ その他、幼児教育・保育の提供及び給食・おやつ提供を受けることについて、申し出を行うことが適切と思われる場合

(2) 行事等の際に撮影した写真や動画について

① 園の職員が撮影した場合

幼児教育・保育の提供中や行事の際に、写真や動画を撮影します。撮影したデータは、保護者への販売や園が作成する各種書類、ホームページ等で使用しますので、あらかじめご了承ください。
写真には、園児だけでなく保護者や未就園児等が写っている場合もあります。
なお、撮影データの使用をご了承いただけない方は、お申し出ください。

② 保護者が撮影した場合

来園時に写真等を撮影される場合は、園の幼児教育・保育にご配慮いただき、園の運営や他の方のご迷惑とならないようご注意ください。
また、撮影したデータを私的にWebサイト（ホームページ、X(旧ツイッター)、ブログ、LINE、その他のSNSなど）に掲載、投稿する際は、写っている方から事前に了解を得たり、個人が特定できないように画像や動画を加工するなどの処置をしてください。
無断で掲載、投稿した場合、肖像権の侵害や個人情報の流失等として、問題になる場合がありますので、ご注意ください。

16. 保育料等の納入

納入していただく保育料等は、次のとおりです。

(1) 保育料について

保育料は、幼児教育・保育の無償化制度により、次のとおりとなります。

1号認定	満3歳児/3歳児/4歳児/5歳児	無料
2号認定	3歳児/4歳児/5歳児	無料
3号認定	0歳児/1歳児/2歳児	住民税非課税世帯 無料
		住民税非課税世帯以外の世帯 有料

※ 0～2歳児の住民税非課税世帯以外の世帯の園児の保育料は、世帯の市町村民税所得割課税額によりお住いの自治体が決定し、保護者に通知されます。

(2) 保育料以外の諸費について

施設設備費（学年・認定を問わず園児1人につき月額3,000円）

… 幼児教育・保育の環境を維持向上させるための費用の一部として、納入していただきます。

給食費

… 1号・2号認定は、食材を購入する費用として次のとおり給食費を納入していただきます。給食費は、本園で定める年間納入額を月割りの均等額として毎月納入していただきます。月の提供食数による納入額の増減や途中入園による日割りはありません。

給食費は、食材費の価格水準等により改定することがあります。

1号認定給食費	月額4,200円	給食1食270円×年間提供数195食÷12か月≒4,200円
2号認定給食費	月額7,500円	給食・おやつ1食320円×年間提供数290食÷12か月≒7,500円

※給食費は、市町村民税の課税状況に基づく自治体の決定により、給食費が減免される場合があります。

… 3号認定は給食費の納入はありません。

概算納入金 (月額3,000円)

… 園児が一律に使用したり、購入したりする項目の費用として、お預け
いただく費用です。

対象項目は、PTA会費、一斉購読本の購入代、行事費、教材・衛生
費、空調費などです。

毎年度末に園児ごとに精算明細書を発行し、使途をご報告します。余
剰金がある場合、進級する園児は翌年度に繰り越して、卒園・退園する園児には返金します。また、不
足金がある場合は、毎年度末に追加徴収します。



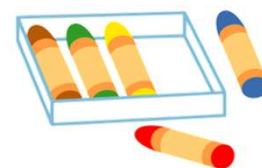
一時預かり保育・延長保育利用料(15分につき、50円)

… 毎月集計した利用明細書により、利用月の翌月に現金で納入していただきます。

… 「子育てのための施設等利用給付認定」及び「本園独自の子育て支援」により1号認定の園児のうち、
保育の必要性の事由(就労・妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族の介護・看護、求職活動、
就学等)に該当すると認定された園児の一時預かり保育の利用料は無料です。(利用料の無料対象と
なる認定を受けるためには、所定の申請手続きが必要です。)

ただし、給食代・おやつ代は、有料です。

… 2号・3号認定の延長保育の利用料は、無償化の対象ではありません。



制服・教材費

… 入園が決定した後に、制服・教材の注文表をご提出いただきます。制服・教
材をお渡す際に、代金を現金で納入していただきます。制服や教材は、
在園中に追加購入することもできます。

保育料・施設設備費・給食費・概算納入金は、毎月中国銀行のご登録口座から口座振替にて納入し
て頂きます。入園手続きの際に振替口座をご登録いただきます。

なお、同一年度内に残高不足等を理由として複数回の振替不能が生じた場合は、以後の幼児教育・
保育の提供を停止し、退園措置とすることがありますので、予めご承知おきください。



17. 入園の手続き

入園受付・受入の状況は、園のホームページにて随時お知らせしています。

(1) 1号認定(幼稚園部門)【こども園】

●年度当初(4月)の入園を希望する場合

前年の10月中の平日に、本園にて受付を行います。

進級する園児の動向等により、受付を行わない学年が生じることがあります。

●年度途中(5月～翌年3月)の入園を希望する場合

原則、入園希望日の3か月前から随時、本園にて受付を行います。

受入可能人数に達した学年は、受付を終了します。

入園を希望される方は、以下の手続きをしていただきます。

- ① 本園に、本園指定様式の「入園願」と「家庭生活調査票」をご提出いただきます。
- ② 本園が指定する日時に「親子面談」を受けていただきます。
- ③ 「親子面談」の結果に基づき、本園が入園内定の可否を判断し、保護者に通知します。
- ④ 入園内定となった場合は、本園が指定する日時に「入園説明会」にご参加いただき、以後の入園手続きを進めます。

◆ 1号認定の選考基準

1. 宗教的情操教育に関する基準

本園が行う金光教祖の教えに基づく宗教的情操教育(朝のお祈り/金光教本部への参拝)に、保護者等
の思想・信条により入園を希望する子どもを参加させることができない場合は、ご入園いただけません。

(入園を希望する子ども及び保護者が金光教を信仰していなければならないということはありません。)

2. 親子面談に関する基準

親子面談等の結果、本園が幼児教育・保育を提供することが困難であると判断する場合は、ご入園いただけません。

3. 入園希望の子どもを選考する際の基準

入園希望の子ども的人数が1号認定の受入可能人数を下回る場合は、前項の1及び2に該当しないことを条件に、入園希望の全ての子どもを入園内定とします。

入園希望する子ども的人数が1号認定の受入可能人数を上回る場合は、前項の1及び2に該当しないことを条件に、第一、第二、第三の順でいずれかの項目に該当する子どもの入園内定を優先的に取扱います。

第一優先 兄弟姉妹が本園に在園している場合。

第二優先 兄弟姉妹が本園を卒園している場合。

第三優先 保護者が金光教の信徒もしくは教徒である場合。

優先選考の結果、更に受入が可能な場合は、前項の1及び2に該当しないことを条件に、入園願の提出順により入園内定とします。

なお、入園希望の子ども的人数とは、10月の申込受付期間の間に入園願が提出された子ども的人数とします。

4. 満3歳児クラスへの入園を希望する子どもを選考する際の基準

原則、入園希望日(3歳の誕生日以降)の3か月前から入園申込を受付けます。ただし、入園希望日の3か月前より前に提出された入園願は、入園希望日の3か月前まで園でお預かりします。

前項の1及び2に該当しないことを条件に、入園願の提出順により入園内定とします。



(2) 2号及び3号認定(保育園部門)【こども園及び乳児保育園】

お住まいの市町村の公立・私立こども園(2号・3号認定)・保育園の入園手続きに従います。

●年度当初(4月)の入園を希望する場合

浅口市の場合、前年の11月の1日～15日の平日に、市の窓口にて受付が行われます。

進級する園児の動向等により、受入を行わない学年が生じることがあります。

●年度途中(5月～翌年3月)の入園を希望する場合

浅口市の場合、入園を希望する月の前々月の1日～15日の平日に受付が

行われます。受入可能人数に達した学年は、受入を終了します。

浅口市在住者の場合、受付は浅口市の窓口で行われます。詳しくは、浅口市教育委員会事務局保育未来課(TEL0865-44-7011)にお問い合わせください。



なお、次の項目に該当する場合は、ご入園いただけないことがあります。

- ① 本園が行う金光教祖の教えに基づく宗教的情操教育(朝のお祈り/金光教本部への参拝)に、保護者等の思想・信条により入園を希望する子どもを参加させることができない場合、ご入園いただけません。
(入園を希望する子ども及び保護者が金光教を信仰していなければならないということはありません。)
- ② 本園での幼児教育・保育を受けることが困難であると本園が判断する場合は、ご入園いただけないことがあります。

●0歳児から2歳児(3号認定)での入園を希望される場合

こども園と乳児保育園は、別の園として扱われますので、申し込みの際の書類で入園を希望する園名を記載する欄には、それぞれの園名をご記入いただく必要があります。

●乳児保育園の2歳児クラス(3号認定)から3歳児クラスに進級する場合

- ① 1号認定(幼稚園部門)でこども園の3歳児に進級を希望する場合
…こども園への申し込みが必要です。原則として、こども園で受け入れます。
- ② 1号認定(幼稚園部門)でこども園以外の幼稚園・こども園の3歳児に進級を希望する場合
…希望する幼稚園・こども園への申し込みが必要です。
- ③ 2号認定(保育園部門)でこども園を第一志望として3歳児に進級を希望する場合
…浅口市への申し込みが必要で、利用調整の対象となります。
なお、連携施設への進級として、17点の調整点数が加算されます。
- ④ 2号認定(保育園部門)でこども園以外の保育園・こども園の3歳児に進級を希望する場合
…浅口市への申し込みが必要で、利用調整の対象となります。
なお、連携施設以外の園への進級として、4点の調整点数が加算されます。

●浅口市以外の自治体にお住まいの方で2号及び3号認定により入園を希望される場合

お住まいの自治体にお申し込みください。申し込み後、お住まいの自治体と浅口市との間で協議が行われます。
なお、浅口市内に在住する乳幼児の利用調整が優先的に扱われます。

随時、ご相談に応じますので、居住する自治体の公立・私立こども園(2号・3号認定)や保育園の入園手続きをされる前に、本園にお申し出ください。

(3) ご相談・園の見学の受付

認定こども園・保育園・小規模保育事業所・幼稚園への入園をご検討されている保護者の方のご相談を随時受け付けています。

また、こども園及び乳児保育園への入園をご希望又はご検討されている場合、入園案内及び施設見学をお受けしています。

お問い合わせは、園のホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。折り返し、担当者よりご連絡をさせていただきます。

